

公募型プロポーザル説明書

1 プロポーザルの目的

OCR・RPAソフトウェアの導入に当たり、本市業務の自動化に最適なソフトウェア及びソフトウェアの導入に関する提案を募集し、効果的・効率的な運用体制の構築に必要なノウハウを有する事業者を選定することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

定型業務の自動化に向けたOCR・RPAソフトウェア導入業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

定型業務の効率化を図るため、指定する部署におけるOCR・RPAソフトウェアの適用事務の選定、ソフトウェア・ハードウェアの導入及びRPAソフトウェアにおけるシナリオ作成等を行う。

(3) 仕様等

別紙「定型業務の自動化に向けたOCR・RPAソフトウェア導入業務仕様書」（以下「基本仕様書」という。）のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和2年3月31日（火）

(5) 概算事業費

26,436,000円（消費税額及び地方消費税額を含む（税率10%）。）

(6) 事業担当課

企画総務局行政経営部行政経営課（本庁舎9階）

住 所：〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

電 話：082-504-2346（直通）

FAX：082-504-2372

E-mail：gyousei@city.hiroshima.lg.jp

3 公募型プロポーザル参加資格

本企画提案に参加しようとする者は、以下に示す要件を全て満たすこと。共同企業体での参加は、いずれかの構成員が(1)から(7)までの要件を満たし、かつ、その他の構成員が(1)から(5)の要件を満たす場合に限り認める。

(1) 法人格を有すること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び広島市契約規則（昭和39年規則第28号）第2条の規定に該当しない者であること。

(3) 公募の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

(4) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(5) 次のア又はイのいずれかに該当する者であること。

ア 平成 29・30・31 年度の広島市競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

イ アに該当しない場合は、以下の要件の全てを満たしている者であること。

(ア) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。

(イ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てが行われていない者であること。

(ウ) 暴力団、暴力団員若しくは広島県暴力団排除条例第 19 条第 3 項の規定による公表が現に行われている者、又は暴力団、暴力団員と密接な関係を有する者が経営、運営に関係している団体でないこと。

(6) RPA ソフトウェアを自社で開発しているか、RPA ソフトウェアの販売代理店等に指名されているなど、RPA ソフトの取扱いが可能なこと。

(7) 国や地方公共団体、民間企業等において、RPA ソフトウェアの導入及びシナリオの作成を行った実績があること。

4 公募型プロポーザル手続等

(1) 参加資格の確認

本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、参加資格確認申請書（様式 1）及び必要な添付書類を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。確認の結果、参加資格を有すると確認された者に限り、企画提案書を提出することができる。

ア 添付書類

(ア) 応募に係る誓約書（様式 2）

(イ) 法人登記に係る履歴事項全部証明書（発行後 3 か月以内のもの）

(ウ) 印鑑登録証明書（発行後 3 か月以内のもの）

※ 代表者が代理人を定め代理人に一切の権限を委任する場合（印鑑登録証明書の印と実際に使用する印が異なる場合）は、委任状（様式 6）も提出すること。

(エ) 業務実績書（様式 3）

(オ) 広島市税について滞納がないことを証する納税証明書（発行後 3 か月以内のもの）

※ 市内に事業所がない等の理由により広島市税の納付義務がない場合は、様式 2 の誓約書において、該当するチェック欄にチェックを入れること。

(カ) 消費税及び地方消費税について未納がないことを証する納税証明書（発行後 3 か月以内のもの）

【広島市競争入札参加資格者名簿に登載されていない場合】

- (キ) 直前の決算期以前の２年分の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書（又は株主資本等変動計算書）の写し

イ 提出場所

上記２(６)の事業担当課

ウ 提出期限

令和元年７月９日（火） 午後５時１５分

注：期限後の提出は受け付けない。

エ 提出方法

- (ア) 事業担当課に直接提出

- (イ) 配達証明書付き書留郵便による郵送

注：発送が期限内であっても、到着が期限後となった場合は無効とする。

オ 結果の通知

審査後、速やかに参加資格確認結果通知を発送する。

(２) 質問の受付及び回答

ア 提出場所

上記２(６)の事業担当課

イ 提出期限

令和元年７月９日（火） 午後５時１５分

ウ 提出方法

質問書（様式４）を作成し、電子メールにて提出すること。

エ 質問に対する回答

質問者に直接回答するとともに、広島市ホームページの本件公募に係る資料等の配布ページに質問と回答を掲載する。

(３) 企画提案書の提出

- ア 企画提案書は正本１部、副本１０部を提出するものとし、その作成に当たっては以下の条件を遵守すること。

- (ア) 表紙に「定型業務の自動化に向けたＯＣＲ・ＲＰＡソフトウェア導入業務に関する企画提案書」と記載の上、正本には記名・押印すること。副本には、提案者を特定可能な情報を記載しないこと。

注 やむを得ず提案者を特定可能な情報を記載する場合、該当箇所を黒塗りし、提案者が分からないようにすること。

- (イ) 日本語で記載すること（固有名詞を除く。）。

- (ウ) 企画提案書はＡ４又はＡ３で作成し、ハードコピーなどのシステム操作画面の説明資料を除き全体でＡ４の用紙１５ページ以内とすること。Ａ３は２ページとして扱い、Ａ４と同じ大きさになるよう三つ折りにすること。なお、表紙、裏表

紙及び白紙面は上記ページ数に含めない。

イ 提出場所

上記 2(6)の事業担当課

ウ 提出期限

令和元年 7 月 26 日（金） 午後 5 時 15 分

注：期限後の提出は受け付けない。

エ 提出方法

(ア) 事業担当課に直接提出

(イ) 配達証明書付き書留郵便による郵送

注：発送が期限内であっても、到着が期限後となった場合は無効とする。

オ その他

(ア) 企画提案書の再提出は、上記提出期限内に限り認める。なお、部分的な差替えは認めない。

(イ) 提出された企画提案書は返却しない。

(4) 費用見積書の提出（任意様式）

ア 本年度の契約期間における、費用の見積書を提出すること。

イ 次年度以降に貴社とソフトウェアのライセンス契約を締結する場合、ライセンス料及び保守点検費用等のランニングコストやその他の必要な費用の見積書を提出すること（本業務において構築したOCR・RPAの稼働を維持するために最低限必要な費用）。

ウ 別紙「基本仕様書」の提案を求める事項 2 及び 3 で示すとおり、8 区展開や適用業務の追加により、OCR 読取結果の確認・修正ができるクライアント端末やRPAシナリオ作成・実行を行うことができるクライアント端末が増加する場合、発生する費用の見積りを提示すること。なお、発生する場合は、上記イの費用とは明確に区別すること。

5 受託候補者の決定

(1) 審査方法

企画提案書等及び企画提案書に係るプレゼンテーションを踏まえ、あらかじめ定めた提案の評価基準に従い、OCR・RPAソフトウェア審査委員会において審査し、最も高い点数を得た者を受託候補者として決定する。

ただし、最も高い点数が、本市の求める最低水準（得点総計の 6 割）に達していないと判断された場合は、この限りではない。

なお、プレゼンテーションを欠席した者については、その提案を無効とする。

(2) 評価基準

別紙「定型業務の自動化に向けたOCR・RPAソフトウェア導入業務に係る受託

候補者特定基準」に基づき、企画提案書等及びプレゼンテーションの内容を踏まえ評価を行う。

(3) プレゼンテーションの実施

ア 上記(1)のとおり、企画提案書等及び企画提案書に係るプレゼンテーションを踏まえ、審査を行い、受託候補者を決定する。最高得点を獲得した者が複数いた場合、これらの者について、市内に本店を有する者に3点、市内に本店を有しないが支店を有する者に2点、市内に本店、支店を有しないが営業所等を有する者に1点を加点し、順位を決定する（共同企業体での応募の場合は、代表構成員の本店、支店及び営業所の所在地による。）。これによっても得点に差が生じない場合には、審査委員会の審議により決定する。

イ プレゼンテーション実施日等

(ア) 日時

令和元年8月2、5、7、8日のいずれかの日（提案者ごとに個別に連絡する。）

(イ) 場所

広島市役所本庁舎9階 第1会議室

（〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号）

(ウ) 実施方法

- a 1 提案者当たりの説明時間は20分以内とし、時間内に説明が終了しない時は説明を打ち切り、質疑応答を開始することができる。また、説明開始から40分を経過した時点で質疑応答が継続している場合は、その時点で質疑応答を終了することができる。なお、提案者が多数の場合は、説明及び質問の時間を調整する場合がある（詳細は日時等を個別に連絡する際に通知する。）。
- b 説明は提出した企画提案書により行うこととし、追加の資料配布は認めない。ただし、企画提案書に記載されている内容を分かりやすく説明するために、OCRソフトウェアやRPAソフトウェアが実際に動作する様子を記録した動画を再生することは認める。
- c プレゼンテーションにおいてプロジェクター、スクリーンを使用する場合、広島市で用意するため、事前に電子メールにより連絡すること。なお、プロジェクターに接続するパソコン等については提案者が用意すること。
- d プレゼンテーション会場への入室は3名以内とする。

(4) 審査結果

審査結果については、全ての提案者に結果を書面で通知する（8月中旬～下旬を予定）。受託候補者として決定されなかった者は、書面により、自らが提出した企画提案書について、評価結果（評価基準項目ごとの得点）の開示を求めることができる。評価結果については書面により通知する。

なお、審査の結果（提案者名及び合計点）については、ホームページで公開する。

6 契約

- (1) 受託候補者として決定した者と仕様書について協議を行い、協議が整った段階で当該仕様書に基づき見積書を徴取した上、随意契約の手法により契約を締結する。

受託候補者として決定した者と協議が整わない場合には、受託候補者の決定を取り消し、次順位の提案者を受託候補者とした上で、仕様書について協議を行う。その際、受託候補者としての決定を取り消された者は、損害賠償金として入札保証金に相当する額（企画提案書に記載した「契約期間における費用の概算」額の5%）を広島市に支払うものとする。ただし、天災、人災、法令の変更その他受託候補者の責めに帰すことのできない事由により協議が整わなかった場合は、損害賠償金の支払いを要しない。

- (2) 契約保証金

契約を締結する場合には、契約金額の100分の10以上の契約保証金の納付を要する。ただし、広島市契約規則第31条第1号又は第3号に該当する場合は契約保証金の納付を免除する。

- (3) 別紙「定型業務の自動化に向けたOCR・RPAソフトウェア導入業務 仕様書」は本業務の最低要求水準を示すものであり、契約に当たっては、企画提案に基づき仕様書を調整する。

7 その他

- (1) 支払条件

業務完了後の一括払いとする。

- (2) 手続に要する費用の負担

提案者が本プロポーザルに参加するための費用及びその後の契約手続に要する費用については、提案者の負担とする。

【提案者の負担となる費用の例】

- ・ 企画提案書の作成及び提出に要する費用
- ・ プレゼンテーションへの参加に当たって要する費用
- ・ 受託候補者として決定された後、仕様書の協議に当たって要する費用

- (3) 契約書作成の要否

要する。

- (4) 企画提案書の取扱い

ア 提出された企画提案書については、受託候補者の決定及び契約手続にのみ使用し、それ以外の目的で使用する場合は提案者の承諾を得るものとする。ただし、法令の規定により文書を開示する場合及び提出する場合を除く。

イ 提出された企画提案書は、返却しない。

- (5) 契約書及び契約約款（案）

別紙（案）のとおり